



不法投棄は犯罪です！

最近、まちの中や山林、河川などへの不法投棄が目につきます。これらの不法投棄は大きく分けて、道路上や集積場付近に家庭ごみなどをポイ捨てする場合と、空地や山林、河川などに粗大ごみや産業廃棄物などを捨てる場合の主に二種類があります。

市では、これらの不法投棄対策のためパトロール、看板の設置、排出者を特定するための調査などを行っています。また悪質なものは警察と連携して処置をとっています。

斎場使用料補助金について

管外の斎場（火葬場）を使用し管外料金を支払った場合、補助金を交付します。

まず管外料金を全額支払い、補助金申請・請求後に補助金が交付されます。

■対象者

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること。

■対象施設

全国全ての斎場での火葬及び待合室が対象になります。

※「宇都宮市 悠久の丘」「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象になります。

■補助額

火葬については1体につき58,800円、待合室については1室1回につき16,510円を限度に補助金が交付されます。式場等については管外料金と管内料金の差額になります。

■申請方法

補助金交付申請書に領収書を添付し環境課へご提出ください。

■管外斎場

・石橋地区の方：全ての斎場
・国分寺・南河内地区の方：小山聖苑以外の斎場

再生資源の集団回収に協力しましょう

現在、市内の自治会、子供会、PTAなど70団体が集団回収実施団体として登録し、活動を行っています。

お住まいの地域で集団回収を実施している場合は、できるだけ、地域の取り組みに協力しましょう。

・回収している資源は古紙類（新聞、雑誌、段ボール）、古布、アルミ缶などです。
・団体によって回収する品目や、回収日時等が異なりますので、自治会や近隣の人に確認してください。



アスベスト被害への安全対策について

建築物の解体・改造・補修を行う事業者へ

建物には、断熱や耐火被覆のための吹付材が、天井や壁に使われ、その中にアスベストが含まれていることがあります。アスベストが含まれた露出吹付材などが、損傷・劣化して、大気中にアスベストの繊維が飛散すると、肺がんや中皮腫などを引き起こす恐れがあります。

そのため、大気汚染防止法において、解体等工事の受注者また自主施工者は、建築物又は工作物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することなどが義務づけられています。

また、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、事前に都道府県等に届出を行い、石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）を講じることが義務づけられています。

規制の対象となる作業

石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業が対象となります。

特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの）のことです。

※なお、これらに該当しない、いわゆる石綿含有成形板等については、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしによる取り外しを行うなど、飛散防止に十分留意することが必要です。（労働安全衛生法、石綿障害予防規則）

詳しくは、環境課ホームページをご覧ください。

